

利用上の注意

本報告書は、平成12年6月1日現在で実施した「平成12年通商産業省企業活動基本調査」について集計したものである。

企業活動基本調査の概要及び統計表の利用上の注意は、以下のとおりである。

I. 企業活動基本調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、我が国企業の活動の実態を明らかにし、企業に関する施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査の根拠

本調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく通商産業省企業活動基本調査規則（平成4年通商産業省令第56号）によって実施される指定統計調査（指定統計第118号）である。

3. 調査の範囲

本調査は、日本標準産業分類に掲げる大分類D—鉱業、F—製造業及びI—卸売・小売業、飲食店（中分類61—その他の飲食店を除く。）に属する事業所を有する企業のうち、従業者50人以上、かつ資本金又は出資金3千万円以上の会社を調査対象としている。

4. 調査期日及び期間

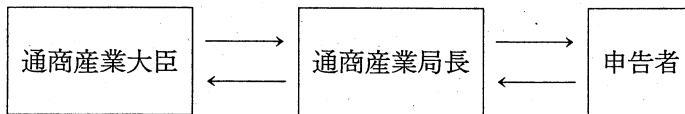
- (1) 平成12年調査の調査期日は平成12年6月1日現在である。
- (2) 調査期間は、原則として平成11年度（平成11年4月1日から平成12年3月31日まで）の一年間である。

5. 調査事項（詳細は巻末「調査票」参照。）

- (1) 企業の名称及び所在地
- (2) 資本金額又は出資金額
- (3) 企業の設立形態及び設立時期
- (4) 企業の決算月
- (5) 事業組織及び従業者数
- (6) 資産・負債及び資本並びに投資
- (7) 事業内容
- (8) 企業間の取引及び海外取引
- (9) 研究開発
- (10) 技術の所有及び取引状況
- (11) 親会社、子会社・関連会社の状況
- (12) 企業経営の方向

6. 調査方法

調査方法は、申告者の自計申告方式により、次の調査経路に従って、郵送にて調査を実施した。



7. 調査結果の公表

本調査の集計結果は、主要項目をとりまとめ「平成12年企業活動基本調査速報」として公表するほか、確報として平成12年企業活動基本調査報告書「第1巻 総合統計表」「第2巻 事業多角化等統計表」「第3巻 子会社等統計表」として公表する。

本報告書（第2巻 事業多角化等統計表）は、「5. 調査事項」のうち、「(7)事業内容」「(8)企業間の取引及び海外取引」に関する事項について、集計したものである。

II. 統計表の作成及び利用上の注意

1. 企業の産業分類とその決定方法

(1) 企業の産業分類

本調査の産業分類は、事業所について適用する日本標準産業分類を適用しているが、製造業については一部分類を統合し、一般機械器具製造業には、武器製造業が含まれている。

また、同分類を機械的にあてはめると、事業所ベースに比べて企業ベースの方が兼業の割合が高いため、各種商品卸売業及び各種商品小売業に分類される企業が大幅に増大し、本調査の目的の一つである多角化の把握などの分析にはそぐわないことになる。

このため、本調査の報告書では、この2つの産業を分類として採用せず、当該企業の主要活動によりそれぞれの産業に分類することとした。その結果、「総合商社」のような企業は、繊維品卸売業、鉱物・金属材料卸売業、機械器具卸売業などに分類され、「百貨店」や「スーパー」などは織物・衣服・身の回り品小売業や飲食料品小売業などに分類されている。

(2) 企業の産業の決定方法

1) 本調査では、企業の売上高を、企業で生産し販売する①鉱產品の販売、②製造品の販売、③製造品の加工貯蔵と、他の企業から商品を仕入れて販売する④仕入商品の販売、①～④以外の⑤その他の事業収入に分けて、それぞれ詳細に調べており、これらを合算し、最も販売額の大きいもので大分類（鉱業、製造業、卸売・小売業・飲食店、その他産業）を決定している。

2) その大分類の中において、売上高の最も高い販売品目で産業（小分類）を決定した。

(3) 産業という用語の使い方

本調査の報告書における「産業」という用語の使い方は2通りあり、企業の主力業種の販売額によって産業を決め、鉱業企業、製造企業、卸売企業、小売企業を比較する場合には、○○企業という用語を用い、それぞれの産業の内訳をみる場合には、○○製造業、○○卸売業、○○小売業という用語（あるいはこの略称）を用いている。

(4) 産業分類及びその事業活動例示については、巻末の付録「企業活動基本調査業種分類表」を参照してください。

2. 統計表及び集計項目の説明

(1) 「従業者数」は、平成11年度末の数である。

1) 「常時従業者」とは、有給役員、常時雇用者（正社員、準社員、アルバイト等の呼称にかかわらず、1か月を超える雇用契約者と平成11年度末又は最寄りの時点の前2か月においてそれぞれ18日以上働いた雇用者）をいう。

2) 従業者規模別統計表は、常時従業者数によって区分している。

(2) 「事業所数」は、平成11年度末の数である。

(3) 「売上高」の区分は次のとおりである。

鉱産品 自社で産出し、販売した鉱業品の売上高

製造品 自社で生産し、販売した製造品の売上高であり、他企業に原材料、半製品、部品を支給して製造させた委託生産品の売上高及び加工賃収入額を含んでいる。

仕入商品 他企業から商品を仕入れて、加工せずにそのまま他企業又は一般消費者に販売した金額

飲食店 飲食店における売上高

その他の事業 上記以外の農林水産業、建設業、サービス業などの事業による収入額

(4) 営業費用等の内訳は次のとおりである。

売上原価 売上高に対応する製造原価(製造に要した材料費、労務費、諸経費)、商品仕入高等の原価

販売費・一般管理費 販売業務、一般管理業務に関して発生する費用

広告宣伝費 販売促進のための新聞、雑誌、ラジオ、テレビなどの広告媒体による宣伝、イベント等の費用

情報処理・通信費 コンピュータによる情報処理、電報、電話、データ通信、郵便等の費用。ただし、電子計算機の買い取りの場合の減価償却費は除く。

賃借料 土地、建物、鉱山機械、製造機械、自動車、ショーケース、事務用機械などの賃借料。ただし、コンピュータの賃借料は、上記「情報処理・通信費」に含まれる。

給与総額 平成11年度1年間に支給された給与額又は支給されるべき給与額（基本給、諸手当、期末賞与、退職金など）の総額で、税込みの金額である。

減価償却費 平成11年度1年間に有形固定資産の減価償却として計上された金額

荷造運搬費 鉱産品、製造品、商品の梱包のための荷造材料費、荷造費又は輸送のための運送料などの費用であり、委託費用も含む。

租税公課 固定資産税、印紙税等の企業が負担する租税、企業が加入している各種団体の賦課金

支払利息・割引料 借入金利息、社債利息、受取手形の割引料等

営業外収益 受取利息、受取配当金、有価証券売却益など

営業外費用 支払利息・割引料、有価証券売却損などの費用

支払リース料 リース契約に基づいて支払った金額。土地、建物の賃借、短期間のレンタル、チャーター等は含まない。

(5) 「経常利益」は、次式による。

$$(\text{営業利益} + \text{営業外損益}) = (\text{売上高} - \text{売上原価} - \text{販売費} \cdot \text{一般管理費}) + (\text{営業外収益} - \text{営業外費用})$$

(6) 「付加価値」は、次式による。

$$\text{営業利益} + \text{給与総額} + \text{租税公課} + \text{減価償却費} + \text{賃借料}$$

なお、平成3年度、6年度は「粗付加価値」((売上高+棚卸資産増減) - (営業費用-給与総額-減価償却費))の数値である。

(7) 「総資産額」は平成11年度末の数字である。

(8) 子会社及び関連会社

「子会社」とは、企業が発行済株式総数、資本金又は出資金の50%を超えて出資している会社をいう。

「関連会社」とは、企業が発行済株式総数、資本金又は出資金の20%以上50%以下を出資している会社をいう。なお、関連会社数は複数の企業から出資を受けている場合、重複している。

(9) 事業内容に関する表

1) 「事業形態別」とは、企業の行う事業活動が、業種分類でみて単数のみの活動か、複数の活動を行っているかによって区分したものという。

2) 「事業活動別」統計表は、企業の売上高(①鉱產品の販売額、②製造品の販売額、③製造品の加工賃収入額、④他企業からの仕入商品の販売額、①~④以外の⑤その他の事業収入額)を、各業種分類に属する活動別に集計したものである。

産業別、事業活動別統計表は、次のような表章になっている。

	計	
	企業数	売上高
120 食料品製造業		
自社鉱產品・製造品売上高		
054 非金属鉱業	120	食料品製造業に格付けされた企業が、事業活動別に、 どのような産業分類に属する売上げ又は収入があった のかを表している。
121 畜産食料品製造業		
340 その他の製造業		事業活動のうち、 「自社鉱產品・製造品売上高」とは、自社で産出又は生産し、販 売した鉱產品、製造品の売上高の合計である。
加工賃収入額		
121 畜産食料品製造業		「加工賃収入額」とは、他企業から支給された原材料、半製品、 部品を加工した加工賃の合計である。
340 その他の製造業		「仕入商品売上高」とは、他企業から商品を仕入れて、加工をせ ずに、そのまま他企業又は一般消費者に販売した売上 高の合計である。
仕入商品売上高		
491 繊維品卸売業		「飲食店売上高」とは、飲食店における売上高の合計である。
599 その他の小売業		「その他の事業収入額」とは、上記以外の農林水産業、建設業、 サービス業などの事業による収入額の合計である。
飲食店売上高		
601 一般飲食店		
611 その他の飲食店		
その他の事業収入額		
010 農業		
890 その他のサービス業		

(10) 企業間の取引・海外取引に関する表

1) 企業の海外仕入高及び海外売上高

- ① 海外取引額の「海外売上高」は、直接輸出額（自社名義で通関手続を行った輸出額）、海外支店の売上高、外国間取引額の総額をいう。
- ② 海外取引額の「海外仕入高」は、直接輸入額（自社名義で通関手続を行った輸入額）、海外支店の仕入高、外国間取引額の総額をいう。
- 他社名義で輸出・輸入を行った場合は「国内取引」となる。
- ③ 「資本関係会社」とは、親会社、子会社及び関連会社をいう。

2) 製成品の生産委託状況

「製成品の生産委託」とは、他企業に規格、仕様を指示し、完成品、半製品、部品、付属品、材料を製造又は加工などをさせることをいう。

(II) 海外の各地域に属する国については、付録の国分類表（地域を含む。）を参照のこと。

3. 記号及び注記

- (1) 統計表中の記号、「-」は該当数字なし、「0」は四捨五入のため単位未満のもの。
また、「x」は1又は2の企業に関する数字であるため、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿したことを示す。なお、この秘匿によってもxが算出される恐れがあるものについては、企業数が3以上でもxで秘匿した箇所がある。
- (2) 各項目の金額・構成比の積み上げは、単位未満を四捨五入しているので合計と内訳が一致しない場合がある。また、金額は原則として百万円単位で表章している。
- (3) 平成10年調査より、一般飲食店を有する企業を調査対象とした。
- (4) 平成10年調査より、「企業間の取引及び海外取引」のうち海外の地域別、商品類別取引額は直接輸出額、直接輸入額の数値である。

4. この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「経済産業省平成12年企業活動基本調査報告書」による旨を記載してください。

5. 問い合わせ先

この統計表についての問い合わせは、経済産業省経済産業政策局調査統計部企業統計室あてに御連絡ください。

郵便番号100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

電話 03-3501-1511（代表） 内線2904

03-3501-1831（直通）

資料掲載（インターネット）

<http://www.meti.go.jp/statistics/index.html>